

人材育成型労働移動支援奨励金(再就職コース) について

ここがポイント

事業主都合で離職した労働者を、正規雇用の労働者として雇い入れ、その労働者に職業訓練(Off-JTのみ、またはOff-JTとOJTの組み合わせ)を行った場合に、賃金および訓練経費が支給されます。

【支給額】

1 訓練コースにつき以下の額が支給されます。

●Off-JT 分の支給額

賃金助成・・・1 人 1 時間あたり 800 円(上限 1,200 時間)
経費助成・・・1 人あたり 30 万円を上限

●OJT 分の支給額

実施助成・・・1 人 1 時間あたり 700 円(上限 680 時間)

※1 年度 1 事業所あたりの支給限度額は 500 万円です。

【対象事業主】

健康、環境、農林漁業分野等の事業を行っており、職業訓練計画を作成して、訓練を実施した事業主

※対象分野には、医療・介護、情報通信業、建設業の一部、製造業の一部などが含まれます。

◆正規雇用の労働者とは、

- ①期間の定めのない労働者として雇用されていること
- ②雇用保険被保険者であること

以上の①と②を満たす労働者です。

◆事業主都合で離職した労働者とは、

直近の離職が、事業主等による解雇等であって、雇用保険被保険者の資格喪失確認の際に喪失原因を「3」とされた労働者のことです。

【お問い合わせ先】

都道府県労働局または、お近くのハローワークにて

⇒福岡労働局助成金センター 092-411-4701

⇒ハローワーク福岡中央赤坂駅前庁舎 092-712-6508

☆当事務所では「助成金診断」を承っております。

お気軽にお問合せください。

概要

中村優子

法務事務所

社労士通信

2013年8月号

2013年8月発行

このニュースは、弊社とご縁をいただいた
事業主様のみにお送りしています。

《禁無断転載》

中村優子法務事務所

福岡市南区向新町2丁目4-10-301

TEL 092-211-0207

FAX 092-724-4666

公的支援情報のページ

「人材育成型労働移動支援奨励金(再就職コース)について」

◆◆ 今回のニュースは… ◆◆

毎日暑いですね！暦では「秋」ということですが、信じられない気温が続いています。今まで以上に体調管理の腕が問われる季節です！

私は夏に食欲がかなり落ちるので、少しでも食欲が増進するように酸っぱいものや辛いものを積極的に食べています。

皆様はどのような夏バテ対策を行っていますか？

体力つけて楽しい夏にしましょうね♪ 中村 優子

